

国民健康保険保険証の一齐更新のお知らせ

問合せ 保険健康課 保険担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

現在使用されている国民健康保険保険証の有効期限は7月31日(水)です。新しい保険証(ピンク色)は、7月中旬以降に世帯主様あての特定記録郵便で送付します。

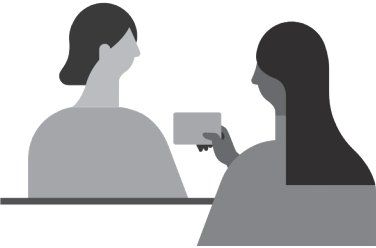
保険証が届いたら記載内容に誤りがないかをご確認いただき、8月1日(木)からお使いください。古い保険証は、8月1日以降に裁断等によりご自身で処分してください。

【社会保険に加入しているのに保険証が届いた場合】

現在、社会保険の保険証を使っているという方は、国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。お早めに保険健康課(役場1階3番窓口)または神泉総合支所までお越しください。

お持ちいただくもの

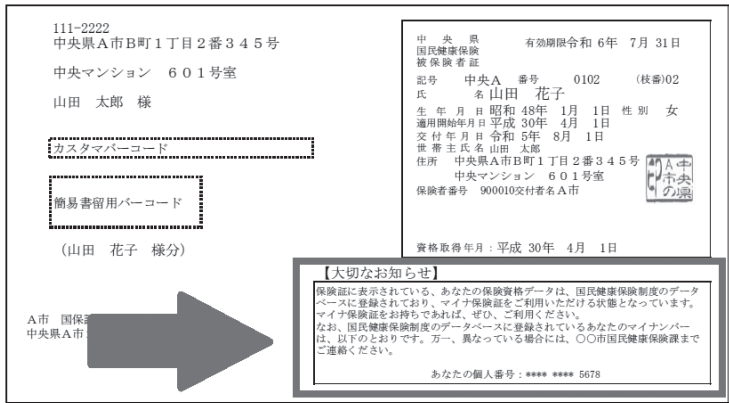
- 国民健康保険保険証
- 会社等から交付された保険証
- 本人確認書類(免許証等)



【マイナンバーカードの保険証利用に係る加入者情報のお知らせについて】

マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、令和6年12月2日から現行の健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行することとされています。このたび、情報の正確性を担保したうえで、すべての方に安心してマイナンバーカードを被保険者証(以下「保険証」という。)として利用いただけるよう、医療保険者の把握している加入者情報(個人番号の下4桁を含む)をお知らせしますのでご確認ください。

※加入者情報は保険証台紙の右下部分へ印字してあります。



新しい人権擁護委員が委嘱されました

問合せ 総務課 庶務担当 ☎0495-77-2114 FAX0495-77-3915

渡邊孝広さん(渡瀬)が7月1日付けで、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

任期は3年で、人権問題の相談業務や人権についての普及啓発活動等を行っていただきます。

また、前任の山口幸雄さんにおかれましては、長い間ご尽力いただきありがとうございました。



渡邊 孝広さん

後期高齢者医療保険証等の更新のお知らせ

問合せ 保険健康課 保険担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

現在使用されている後期高齢者医療保険証と限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日(水)となっています。

【新しい保険証の送付】

新しい保険証(青色)は、7月中旬に特定記録郵便で郵送します。

8月1日(木)以降に医療機関を受診する場合は、新しく交付される保険証を使用してください。また古い保険証は、確実に裁断するなどの処分をお願いします。



【限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証について】

限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関へ提示することで、同じ医療機関での1か月の一部負担金額を自己負担限度額までに抑えることができます。

「限度額適用認定証」該当者…現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ該当の方

「限度額適用・標準負担額減額認定証」…低所得者Ⅰ・Ⅱ該当の方

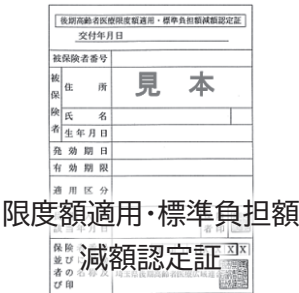
認定証の交付には申請が必要です。保険健康課へ申請してください。

申請に必要なもの

- 後期高齢者医療被保険者証
- 本人確認書類(免許証等)
- 個人番号を確認できる書類

※代理人が申請する場合、代理人の方の本人確認書類をお持ちください。

また、前年度に認定証を申請された方で、本年度も引き続き対象となる方には認定証を郵送します。新しく認定証の交付を受ける場合には事前に手続きをお願いします。



【所得区分と限度額について】

課税 区分	負担 割合	所得区分		限度額	
				外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯合算）
課税 世帯	3割	現役 並み 所得者	現役並み所得者Ⅲ（現役Ⅲ） 課税所得690万円以上の方	252,600円＋ 医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	
			現役並み所得者Ⅱ（現役Ⅱ） 課税所得380万円以上690万円未満の方	167,400円＋ 医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	
			現役並み所得者Ⅰ（現役Ⅰ） 課税所得145万円以上380万円未満の方	80,100円＋ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	
	2割	一般Ⅱ 自己負担割合2割の方		18,000円または【6,000円＋ （医療費-30,000）×10%】 の低い方を適用	57,600円
		一般Ⅰ 現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得該当に該当しない方		18,000円	
非課税 世帯	1割	低所得者Ⅱ（区分Ⅱ） 同じ世帯の全員が住民税非課税である世帯の方		8,000円	24,600円
		低所得者Ⅰ（区分Ⅰ） 同じ世帯の全員の所得が0円（年金の場合は年金 収入80万円以下）である世帯の方			15,000円

【医療費通知の発送回数が増えます】

令和6年度より後期高齢者医療に係る医療費通知の発送回数が年2回(12月・翌年2月)となります。また、マイナンバーカードの健康保険証利用によりマイナポータルで医療費通知情報を取得することが可能です。前々月診療分までの情報が閲覧可能となっておりますのでご利用ください。